

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦

## 建設工事における要領の改正等及び工事成績評定の加点措置について（お知らせ）

平素は市発注工事にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和7年4月以降に発注する工事に適用する要領等については、下記のとおりとさせていただきます。

建設業者の皆様におかれましては、改正された要領等の内容について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

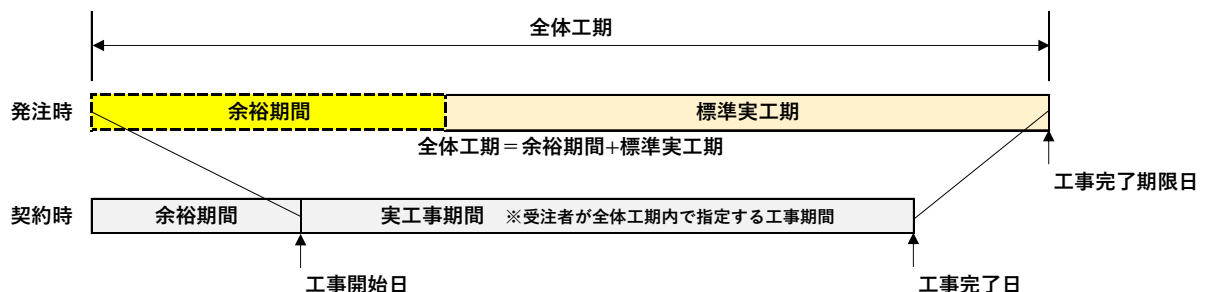
### 記

#### 1 週休2日制工事実施要領（土木系）の改正

建設現場における労働環境の改善のため、令和2年度より週休2日制工事の適用を順次拡大し、令和6年度より原則全ての工事を発注者指定型の週休2日制工事として実施してきました。令和7年4月以降は、さらなる週休2日のとれる現場環境整備のため、**原則全ての工事を「月単位の週休2日」として発注する要領に改正**し、休日の質の向上のため、可能な限り「**完全週休2日**」を目指すこととします。なお、要領改正により、**当初発注時に「月単位の週休2日」の達成を前提として予定価格の各経費を補正**することとします。

#### 2 余裕期間制度（フレックス方式）の試行導入の開始

請負者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で請負者が工事の始期（工事開始日）及び終期（工事完了日）を設定することができる余裕期間制度「フレックス方式」を試行的に実施することとします。



#### 3 熱中症対策に資する現場管理補正の試行導入の開始（土木系）

近年の夏期における猛暑日などの気象状況を考慮し、原則全ての土木系の工事を対象に、工事現場の熱中症対策に係る費用に関して現場管理費の補正を試行的に実施することとします。

## 4 工事における電子納品の運用について

電子納品を円滑に実施するために、平成23年度より豊田市電子納品運用ガイドライン及び豊田市デジタル写真管理情報基準による運用を開始し、令和4年度より愛知県のガイドライン等が適用される情報共有システムの対象工事を実施してきました。令和7年度以降は、情報共有システムの対象工事の拡大により、情報共有システムを利用しない工事についても、愛知県電子納品運用ガイドライン及び愛知県デジタル写真管理情報基準（案）を適用することとします。

## 5 ICT活用工事における工事成績評定の加点措置について

建設業の担い手の育成・確保を目的に、ICT活用工事に対する加点項目を拡大します。

## 6 その他

上記に示した要領の改正等の詳細情報は、**令和7年3月上旬から豊田市ホームページ（技術管理課）に随時掲載**しますので、御確認をお願いいたします。

### 【QRコード】

- 1 週休2日制工事実施要領（土木系）の改正  
（3月上旬掲載予定）
- 2 余裕期間制度（フレックス方式）の試行導入の開始  
（3月上旬掲載予定）
- 3 熱中症対策に資する現場管理補正の試行導入の開始（土木系）  
（3月上旬掲載予定）



- 4 工事における電子納品の運用について  
（3月上旬掲載予定）



- 5 ICT活用工事における工事成績評定の加点措置について  
・専任監督員 考査項目別運用表（創意工夫 土木）  
・総括監督員 考査項目別運用表（創意工夫 建築）  
（3月下旬掲載予定）



【問合せ先】  
総務部 技術管理課  
TEL 0565-34-6612